

1 スリムで効率的・効果的な組織体制の整備

項 目	年度	主な取組状況及び取組計画
①県組織の見直し	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県公立大学法人を設立し、看護大学及び県立大学に地方独立行政法人制度を導入 ・総務部人事課に人材育成グループを設置 ・総務部管財課に資産活用室を設置
	H24	<ul style="list-style-type: none"> ・農業総合研究センター、畜産総合センター及び林業試験場を農林総合研究センターとして統合 ・白山警察署の新設等警察署の統合再編による機能強化（15署→12署） ・辰巳ダム建設事務所及びダム建設室をH24年度末に廃止
	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・観光交流局を観光戦略推進部に改組
	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・里山創成室を農林水産部へ移管し、中山間地域振興室とともに再編して里山振興室を設置 ・農業人材政策室及び経営対策課を再編し、新たに農業参入・経営戦略推進室を設置 ・行政経営課に情報システム室を設置（情報政策課は廃止） ・緊急雇用対策室を廃止
②県関係団体組織の見直し	H24	<ul style="list-style-type: none"> ・地場産業振興センターを産業創出支援機構へ統合 ・長寿生きがいセンターを県社会福祉協議会へ統合 ・住宅供給公社、道路公社をH24年度末に廃止
	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・土地開発公社をH25年度末に廃止

2 厳しい財政状況の下での財政健全性の維持

○財政の健全性維持に向けた基本方針…「基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立」と「県債残高の抑制」、「地方交付税の確保と税制の抜本改革についての国への要請」

項 目	年度	主な取組状況及び取組計画
(1) 歳入確保に向けた取り組み		
①税収の確保	H23～	<ul style="list-style-type: none"> 自動車税の口座振替を推奨し、大綱上の目標（口座振替率が全国5位以内）を達成 (H23年度：12.9%（全国4位）、H24年度：13.7%（全国4位）)
	H24～	<ul style="list-style-type: none"> 個人県民税等の収入未済額の縮減を図るため、県と市町が共同して税を徴収する滞納整理機構の活動を開始 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> H24～ 石川県央地区地方税滞納整理機構（県、かほく市、白山市、野々市市） H25～ 南加賀地区地方税滞納整理機構（県、小松市、加賀市、能美市、川北町） H26～ 中能登地区地方税滞納整理機構（県、七尾市、羽咋市、宝達志水町、中能登町） <li style="padding-left: 20px;">奥能登地区地方税滞納整理機構（県、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町） </div> <ul style="list-style-type: none"> H25年度末時点で、機構として個人住民税117百万円を徴収（市町民税を含む）
②広告収入の確保	H23～	<ul style="list-style-type: none"> 印刷物・ホームページ・施設壁面等について広告掲載を拡大 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> H19～22（大綱2007）の収入累計額：37,944千円 H23～25（大綱2011）の収入累計額：48,306千円 </div>

③県有財産等の有効活用と処分	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公舎等の入居期間に制限を設定（原則 10 年） ・ 総務部管財課に資産活用室を設置
	H23・24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有財産の利活用のために実態調査（有効活用可能性調査）を実施（H23）、調査内容のデータベース化（H24）
	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後の利用見込みのない財産（遊休財産）を積極的に処分 <ul style="list-style-type: none"> （ H19～22（大綱 2007）の売払収入累計額：1,095 百万円 H23～25（大綱 2011）の売払収入累計額：1,908 百万円 ） ・ 遊休財産の処分促進を図るため、インターネット公売を開始 ・ 老朽公舎等の廃止 <ul style="list-style-type: none"> （ H23: 片山津職員共同宿舎など 14 棟 20 戸 H24: 教育委員会職員公舎など 28 棟 115 戸 H25: 七尾職員公舎 A など 13 棟 30 戸 ） ・ 自動販売機設置に係る公募（入札）制の導入 <ul style="list-style-type: none"> （ H24： 行政庁舎や警察署等で 113 台を設置 H25： 指定管理者制度導入施設等で 89 台を設置 H26： 高松病院等で 13 台を設置 H26 収入見込額： 84,922 千円（H24・25 設置分含む） ）
④受益者負担の見直し・適正化	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の導入等に伴う所要の使用料・手数料の新設等 <ul style="list-style-type: none"> （ H23： いしかわ次世代産業創造支援センター使用料など 6 件 H24： 介護支援専門員研修手数料など 7 件 H25： 工業試験場手数料など 5 件 H26： 主任介護支援専門員研修手数料など 7 件のほか、消費税率の引上げに伴うもの 56 件 ）

(2) 歳出削減に向けた取り組み

① 定員適正化計画の見直しと職員費の削減

ア 定員適正化計画の見直し	H23～	・従来の定員適正化計画を見直し、H22年度を基準年として、H27年度までの5年間で知事部局の職員数を150人削減する数値目標を設定（H22：3,519人→H27：3,369人）し、事務事業の見直し等により人員を削減 （H26年度：3,372人、△147人） ※ P13 参照
イ 給料・諸手当の見直し	H23～25	・常勤特別職の給料の減額措置の実施 （知事・副知事△5%、教育長△3%など） ・常勤特別職の期末手当の減額措置の実施 （△10%） ・管理職手当の減額措置の実施 （△10%）
ウ 行政委員の報酬の見直しに向けた検討	H25	・収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会の3委員会について、委員報酬の支給方法を月額制から日額制に変更
②一般行政経費の見直し	H23～	・全国団体等への負担金の縮減
	H24～	・県出資法人への委託業務のうち随意契約に係る情報を公開

<p>③投資的経費の抑制</p> <p>〔地域経済、雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合を全国中位を目途に順次抑制〕</p> <p>(参考) 標準財政規模に対する投資的経費の割合 H24年度=32.8%、全国10位</p>	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢西部地区土地区画整理特別会計の廃止 (H23 年度末)
	H23~	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に合った整備基準 (ローカルルール) の積極的な活用により、公共事業の総合コストを縮減 1.5車線の道路整備、「コンパクト歩道整備」「あんしん路肩整備」による歩道整備、河川内土砂を活用した堤防強化 など
④財政運営の工夫による負担の軽減・平準化		
ア 財政健全化判断比率の適正水準の維持	H23~	<ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率が18%以上とにならないよう繰上償還を実施 (実質公債費率 H23:17.3%、H24:16.5%、H25:16%(見込み)、H26:15%台(見込み))
イ 高利県債の繰上償還	H23・24	<ul style="list-style-type: none"> ・金利5%以上の公的資金の補償金免除繰上償還を実施し、H24年度に完了 〔 H23 : 一般会計 134 百万円 H24 : 一般会計 205 百万円、高松病院事業会計 346 百万円 〕
ウ 公債費負担の平準化	H23~	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行等引受債の償還年限を原則30年とするとともに、既発行債についても、借換時にトータル30年償還となるよう償還期間を延長し、公債費負担を平準化
エ 退職手当債・行政改革推進債の発行	H23~	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費の削減や行財政改革による将来の財政負担軽減の範囲内で、退職手当債・行政改革推進債を発行

3 県行政の守備範囲・業務執行体制の見直し

項 目	年度	主な取組状況及び取組計画
①業務の効率化に向けた事務処理の工夫	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢市内の所属を中心とした23所属について庶務業務（給与、旅費、福利厚生事務等）を人事課の総務事務管理室へ集約
	H24	<ul style="list-style-type: none"> ・能登地区及び加賀地区の出先機関25所属について、庶務業務の集約を実施し、出先機関における庶務業務の集約を完了 ・小松県税事務所及び奥能登総合事務所の課税業務を、それぞれ金沢県税事務所及び中能登総合事務所へ集約（あわせて小松県税事務所及び奥能登総合事務所に県税相談室を設置） ・総合事務所の総務課と企画振興課を統合し、企画振興課を存置 ・農林事務所の経営指導業務（担い手支援業務）を、農林総合事務所へ集約 ・土木事務所の用地取得業務を、土木総合事務所へ集約 ・保健福祉センター地域センターの精神保健等の訪問業務を、保健福祉センターへ集約
	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活支援センターの庶務業務（予算執行業務）を県民生活課へ統合
②民間ノウハウの活用		
ア 民間委託等の導入・拡大	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧ガス・液化石油ガス免状交付業務、病院診療費等未収金の回収業務、介護支援専門員実務研修受講試験業務、児童生活指導センター調理業務
	H24	<ul style="list-style-type: none"> ・農林総合事務所の森林整備保全事業の一部工事監督補助業務（県央農林）、能登畜産センターの家畜飼養・草地管理業務、県営住宅滞納家賃の回収補助業務
	H25	<ul style="list-style-type: none"> ・電気工事士免状交付業務、高松病院調理業務、土木総合事務所の道路パトロール業務、道路保全業務、農林総合事務所の森林整備保全事業の一部工事監督補助業務（石川、南加賀農林へ拡大）
	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税電話催告業務、浄水場運転管理業務、農林総合事務所の森林整備保全事業の一部工事監督補助業務（奥能登、中能登農林へ拡大）

イ 夕日寺健民自然園に新たに指定管理者制度を導入	H26	・ H27 年度からの指定管理者制度導入に向け、準備作業を実施
③公の施設等の見直し		
ア 公の施設における中期経営目標の策定	H23～	・ 県立美術館など 21 の直営の公の施設について、中期経営目標を策定、公表
	H24～	・ 指定管理者制度を導入している公の施設について、中期経営目標を策定、公表 ⌈ <ul style="list-style-type: none"> H24：しいのき迎賓館、伝統産業工芸館 H25：中央公園・本多の森公園など 10 施設 H26：青少年総合研修センター、産業展示館など 42 施設 ⌋
イ 精育園、錦城学園の運営体制の見直し検討	H25	・ 指定管理者制度による施設運営を開始
ウ 金沢競馬のあり方検討	H23～	・ 当該年度の収支均衡を目標に各種振興策や経営改善策に努めるとともに、毎年度、金沢競馬経営評価委員会において、税金投入の事態に陥らないかを見極め
エ 紀尾井会館（東京宿泊所）の廃止に向けた検討	H24	・ 宿泊営業を廃止（平成 24 年度末）
	H25	・ 入居団体との貸付契約期間の満了に伴い、会館全体を廃止（平成 25 年度末）
オ ほくりく荘の廃止に向けた検討	H23・24	・ ほくりく荘を廃止（H23 年 10 月末）し、売却

④公社外郭団体の見直し		
ア 公社外郭団体に対する県派遣職員の引き揚げ	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公社外郭団体等の事務事業の見直し等 $\Delta 39$ 名 (県民ふれあい公社$\Delta 9$、音楽文化振興事業団$\Delta 3$、埋蔵文化財センター$\Delta 6$ など) ・ 公社外郭団体の廃止 $\Delta 31$ 名 (道路公社$\Delta 14$、住宅供給公社$\Delta 11$、土地開発公社$\Delta 6$) ・ 看護大学及び県立大学の独立行政法人化等 $+41$ 名 <hr/> $\Delta 29$ 名 (H22:183 名→H26:154 名)
イ 農業開発公社畜産事業の見直し	H23・H24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内浦放牧場の乳牛育成機能を富来及び辰口の 2 放牧場へ集約するとともに、内浦放牧場を民間による能登牛肥育牧場として貸付 (H23 年度は一部、H24 年 4 月から全面)
ウ 林業公社の経営改善に向けた見直し	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間有利子借入金 (171 億円) の繰上償還を実施
	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善に向けた分収比率の見直しの着実な推進 (H25 年度末: 進捗率 81%)
⑤審議会の見直し		
ア 審議会の廃止	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助審議会、特用林産振興協議会を廃止
	H26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地建物取引業審議会を廃止
⑥市町・民間との協働・連携の推進		
ア 石川県版道路アドプト制度の推進	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年度より対象を河川に広げ、地域住民や地元企業と連携して道路や河川の清掃や緑化活動を行うアドプト制度 (新名称「いしかわ我がまちアドプト制度」) を、県下全域に拡大 (H26 年度: 46 箇所 (道路 31 箇所、河川 15 箇所))
イ 民間企業とのタイアップ事業	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と民間企業等の連携を推進し、社会貢献活動や公共サービス等を充実 (包括協定締結実績 H24: ユニー、H25: コマツ、セブンイレブン、世界文化社)
ウ 県と市町との適切な役割分担と連携	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民大学校における県主催の映像関係講座の一部を市町に移管 (H23 年度) ・ 野々市市へ建築確認事務等の権限を移譲 (H24 年度)

4 地方分権時代を担う人材の育成と県民の視点に立った行政サービスの提供

項 目	年度	主な取組状況及び取組計画
(1) 人材育成と勤務環境の改善等によるモチベーションの強化		
①人材の育成	H23	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部人事課に人材育成グループを新設するとともに、各部局企画調整室長を人材育成責任者とし、全庁的な体制で人材育成方策を推進 ・平成18年1月に策定した人材育成ビジョンを「職場内研修」「職場外研修」「キャリア支援」を柱として、具体的施策を盛り込んだアクションプランに見直し（H24年3月）
	H24～	<ul style="list-style-type: none"> ・「職場内研修」の実施 →各部局がニーズに基づき独自に企画する「部局企画研修」など ・「職場外研修」の実施 →県内企業との共同企画による「県・民間共同企画研修」など ・「キャリア支援」の実施 →採用10年目の職員を対象に、自らの将来のキャリアの方向性を考える機会として、人事課と面談を行う「キャリア面談」（H25年度からは対象を採用5年目の職員にも拡大） →入庁2年目の若手職員が、職場外の先輩職員との交流を通じ、視野の拡大、不安の解消を図る「キャリアサポーター制度」
②勤務環境の改善等		
ア 時間外勤務の縮減	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉退庁日の拡大（月1日→月2日） ・勤務時間帯の弾力的運用（住民説明会などの特定業務について勤務時間帯をシフト） ・出先機関へ本庁と同様の時差勤務制を導入
	H25～	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に比べ、特に増加が多い部局に対してヒアリングを実施し、更なる縮減策を要請

イ 職員のメンタルヘルス対策の充実	H23～	・メンタルヘルスだよりの配信、メンタルヘルスガイドの配布
	H24～	・異動1年目の係長級全職員及びグループリーダーの1年目職員を対象としたストレス診断とカウンセリング体験の実施 〔 H25～対象を本庁各課総括担当職員にも拡大 H26～対象を出先機関の人事担当職員にも拡大 〕
ウ 仕事のしかたの見直し	H23～	・新たな人事評価制度として、職員の能力や勤務実績を適正に評価し、その結果を人事配置や能力開発、給与処遇に活用 (評価結果の勤勉手当への反映について、H24年12月期から非管理職にも拡大)
(2) 県民サービスの向上		
①県民サービス向上に向けた取り組み		
ア 県税事務所の開庁時間の延長	H23～	・自動車税の身体障害者減免申請に対応するため、申請が集中する5月末の1週間の開庁時間を19時まで延長
イ 施設利用者・施策対象者アンケートの継続的实施及び意見への対応	H23～	・公の施設、相談窓口、庁舎、イベント、研修会などにおいて、アンケートを実施 〔 アンケートへの対応 H23：窓口カウンターの衝立（目隠し）設置（パスポートセンター）、おむつ交換台の設置（海洋漁業科学館等）など H24：案内看板を建物入口付近に設置（NPO活動支援センター）、庁内案内図の文字拡大（石川農林総合事務所）など H25：バリアフリートイレにウォシュレット・暖房便座を設置（中宮展示館）、駐車場案内看板を道路沿いに設置（輪島漆芸技術研修所）など 〕
ウ 県民サービス向上運動の実施	H23～	・県民サービスの向上に向け、コミュニケーション能力や接遇の向上、情報発信の充実などに取り組む「作ろう！いしかわ県庁マンシップ」プロジェクトを実施
エ 住民基本台帳ネットワークシステムの利用拡大	H24	・心身障害者扶養共済制度に関する事務など3事務を追加

オ ふるさと納税の利便性向上	H23～	・ 寄附者の利便性向上のため、インターネットによる公金支払いシステムを利用し、クレジットカードによる寄附を導入（H23年9月～）		
②県政情報提供の充実等				
ア 県政出前講座の充実	H23～	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民ニーズを踏まえ、毎年度、講座内容の見直しを実施 <table style="border: none;"> <tr> <td style="border: none;"> <ul style="list-style-type: none"> 〔 H23実績：開催回数130回、参加人数5,502人 〔 H24実績：開催回数144回、参加人数5,525人 〔 H25実績：開催回数173回、参加人数7,385人 </td> <td style="border: none; vertical-align: middle;">} ※回数、人数とも過去最高を更新</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象団体を20人以上のグループから10人以上のグループに緩和 	<ul style="list-style-type: none"> 〔 H23実績：開催回数130回、参加人数5,502人 〔 H24実績：開催回数144回、参加人数5,525人 〔 H25実績：開催回数173回、参加人数7,385人 	} ※回数、人数とも過去最高を更新
<ul style="list-style-type: none"> 〔 H23実績：開催回数130回、参加人数5,502人 〔 H24実績：開催回数144回、参加人数5,525人 〔 H25実績：開催回数173回、参加人数7,385人 	} ※回数、人数とも過去最高を更新			
イ インターネットモニター制度の創設	H23～	・ 携帯電話利用者に対し県政メールマガジンを配信（H23年7月～）		
	H24～	・ 公募によりインターネットモニターを500名程度選任し、アンケート調査を実施		

◎行財政改革大綱2011に掲げた改革項目の実施状況

○改革項目 合計

▶ 不断に努力すべきもの

128項目

5

- | |
|--|
| ①基金の取り崩しに頼らない持続可能な財政基盤の確立
②県債残高の抑制
③地方交付税の確保と税制の抜本改革についての国への要請
④地域経済、雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する投資的経費の割合を全国中位を目途に順次抑制
⑤金沢競馬のあり方 |
|--|

▶ 不断に努力すべきものを除いた項目

123

・ 昨年度までに実施済みのもの

115

・ 今年度実施のもの

7

（宅地建物取引業審議会の廃止、浄水場運転管理業務等の民間委託など）

小計 122

※今年度末までの実施率 99.2%

・ H27に実施見込みのもの

1

（夕日寺健民自然園への指定管理者制度導入）

定員適正化計画

- ・知事部局の職員数を5年間(H23年度～H27年度)で150人程度削減
- ・各行政委員会等については、組織規模に配慮しつつ、知事部局の定員削減の趣旨に則り、人員を削減
- ・再任用制度の活用

○ 定員適正化計画の進捗状況

(単位:人)

区 分	H22 (基準年)	23 (初年度)	24 (2年度)	25 (3年度)	26 (4年度)	計画 目標	前計画実績 (H15～H22)	
知事部局職員数	3,519	3,482	3,424	3,390	3,372	/	/	
正規職員数	3,427	3,362	3,281	3,220	3,204			
短時間再任用による 正規職員代替数	92	120	143	170	168			
対前年度増減		△ 37	△ 58	△ 34	△ 18	△ 150	△ 560	
累計(対H22比増減)		△ 37	△ 95	△ 129	△ 147			
						計		
削 減 内 訳	①県組織の見直し		△ 10	△ 4	△ 3	13	△ 4	△ 88
	②公社外郭団体の見直し		△ 11	△ 7	△ 5	△ 16	△ 39	△ 101
	③庶務事務等の集約化		△ 1	△ 6	△ 3		△ 10	△ 33
	④民間委託等		△ 4	△ 3	△ 22	△ 8	△ 37	△ 15
	⑤事務事業等の見直し		△ 11	△ 38	△ 1	△ 7	△ 57	△ 323
⑤事務事業等の見直しの 主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・県税事務所・総合事務所の業務分担等見直し ・土木総合事務所の業務分担見直し ・保健福祉センターの業務分担見直し ・事務の合理化・組織の簡素化 など 							

- 注1) 知事部局職員数は、各部局(総務部、危機管理監室、企画振興部、県民文化局、健康福祉部(病院を除く)、環境部(水道用水供給事業を除く)、商工労働部、観光戦略推進部、農林水産部、競馬事業局及び土木部)、出納室及び労働委員会事務局の職員数である
- 注2) 短時間再任用による正規職員代替数は、職員の年齢構成平準化のため、正規職員の代替として活用している短時間再任用者数である

□